

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

「**結婚式トラブル**」に注意！ 大事な式だからこそ、充分検討してから契約しましょう。

結婚式場を見学しに行った際、「今日中の契約ならこの金額だが、明日以降だと100万円高くなる」と急かされ、その場で契約書にサインし、申込金を支払った。次の日にキャンセルを申し出たが、申込金は返金しないと言われた。

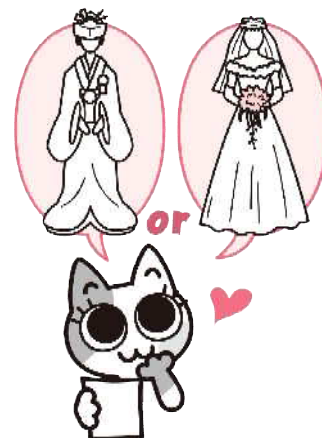
アドバイス

「今日中に結婚式場の契約を決めないと金額が高くなる」「仮契約をしておきましょう」などと言われて申し込みをしまい、後日キャンセルすると内金が返還されない、高額なキャンセル料を請求されたというような、「結婚式」に関する相談が増えています。

式場側から急かされても、その場でサインや入金をせず、他の式場と比較するなどして充分検討を重ねてください。また、自分の希望が特にあるものは、それが実現可能か否か事前に聞いておきましょう。

一度契約が成立した後では、やっぱり解約したいと思っても、高額なキャンセル料を支払わなければならないことがあります。キャンセル料がいつから、どの程度かかるのかについて、契約前によく確認しましょう。

心配なときや困ったときは、身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

消費者ホットライン ☎局番なし **1 8 8** (イヤヤ!) (身近な消費生活相談窓口につながります。)

仲間と一緒に企画・運営

消費者カアツ! 県民提案事業

～ みんなで作ろう より良いくらし ～

消費者市民社会の形成や、消費者を取り巻く様々な問題の解決を通じ、誰もが安全・安心に暮らせる社会を実現するための事業を募集します!

講座の開催や啓発資料の作成など、皆さんが自ら企画するものであれば、その内容や手法は自由です!

県の委託事業として採用された企画は、実際に皆さんに実施・運営していただきます!

【応募期限】平成28年3月31日(木)午後5時まで

【対象】自ら提案した企画を実施できる団体等

【募集コース】以下のいずれかのコースから選択してください。



特定課題
コース

県が特に力を入れる必要があると考えるテーマに取り組むコースです。
(・ いずれかを選択)

委託料
上限額 60万円

消費者市民社会の形成に向けた倫理的消費(エシカル消費)の普及・啓発
高齢者・障がい者の見守りを通じた消費者被害未然防止

自由課題
コース

団体等がテーマを自由に設定し、取り組むコースです。

委託料
上限額 40万円

【問い合わせ】消費者教育推進グループ 045-312-1121 (内線2643)

知っておきたい 消費生活のキーワード

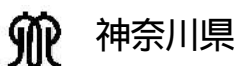
倫理的消費 (エシカル消費)

倫理的消費(エシカル消費)とは、人や社会・環境に配慮して物やサービスを選ぶ消費のことを言います。例えば、環境に優しい商品、フェアトレード商品、地産地消の野菜などを買うときには価格や品質だけではなく、商品が作られる背景を考えて選んでいると思います。



日常生活で購入する商品が、どこで、どのように作られているかを考えて選択することは、人や環境を守る持続可能な社会を作るため、消費者として、とても大切な行動です。

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835
電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506